長野県

担い手情報

第38号
（令和４年８月）

農業再生協議会
担い手・農地だより

「株式会社さんさんふぁーむ」の皆さん
（中央が代表の岸田光生さん）

“長野市で新しい農業のあり方や働き方を模索しながら地産地消の野菜を栽培”

「株式会社　さんさんふぁーむ」　岸田 光生さん　　長野市篠ノ井

大学でロボット工学を学んだ後、一生続けられる仕事がしたいと北海道の農業法人に就職して野菜づくりを学ぶ。平成 22 年長野市に戻り就農し、地産地消の野菜づくりに取組んでいる。

令和３年人材確保のために農業法人を設立。この際、農業経営者サポート事業を利用して法人設立後の労務管理や就業規則の作成等について支援を受けた。

Index

●**認定農業者**　「㈱さんさんふぁーむ　岸田 光生」
●**県・地域の動き**　「農福連携を進めています」ほか
●**農業経営セミナー**　「トヨタ式カイゼン手法による経営改善」
●**視点**　「農政をめぐる情勢と話題」
●**インフォメーション**　「農業経営管理能力向上セミナーのお知らせ」ほか
●**支援の窓**　「集落営農活性化プロジェクト促進事業について」

認定農業者　㈱さんさんふぁーむ　岸田　光生　氏

新しい農業のあり方、働き方を模索して

北海道からUターンして長野市で新規就農

長野市の南部、千曲川の左岸流域に広がる篠ノ井塩崎地区で、レタスやニンジンなどの野菜栽培に取組む㈱さんさんふぁーむの岸田光生さんを紹介します。

長野市出身の岸田さんは、県外の大学でロボット工学を専攻し、将来はこの分野で起業したいと考えていたそうですが、就職活動が就職氷河期の最後にあたったこともあり、すぐに起業でき、一生続けられる仕事がしたいという思いから農業で生きることを決意し、大学卒業後、北海道の農業法人に就職したそうです。

岸田さんは、北海道の新篠津村にある農業法人で二年間、その後、この法人から独立した先輩の農場で二年間、有機栽培による野菜の生産に従事しましたが、主要取引先が倒産したため、北海道で独立して農業を続けるかどうか色々と悩み考えた末に、実家のある長野に戻り農業を続ける道を選んだそうです。

就農の経過

岸田さんの実家は非農家で、家庭菜園程度の農地しか所有していなかったため、長野にUターンするにあたり、地元の農業法人の代表の方に色々と相談したそうです。

稲作では一〇㌶以上の規模がなくては農業経営が成り立たないことや、何より北海道で野菜栽培に従事していたことから、平成二二年に長野市の農業公社を通じて五〇㌃の農地を借り、新規就農して野菜の栽培を始められました。

当初は、畑は点在し半分以上が一〇年以上耕作していないような遊休農地であったため、ずいぶん苦労されたそうですが、地域の信頼を得て、就農から一二年間で経営規模は約一八倍に拡大しました。

現在の農業経営

岸田さんの営農する地域は、小さい農地が点在し、作業効率はあまり良くないそうですが、農地を借りてほしいという話があれば断らないのが岸田さんの信念です。

もし自分が断ったらそのまま荒廃していくだけなので、条件が悪くてもとにかく借りて、自分ができる形でやっていくという考えのもと、毎年五〇㌃前後の耕作を引き受け続けた結果、現在の経営面積は約九㌶までに拡大しています。

品目は、レタス、ニンジン、スイートコーンなど二〇品目ほどで、「地元で消費するものはすべて地元産」をモットーとし、主に量販店の地場コーナーで販売を行い、現在はA-COOPなどの一二店舗に出荷しているそうです。

レタスの収穫作業

法人化の経過

現在、正社員六名とパート一名で約九㌶のほ場を一・五～二回転させて野菜を生産していますが、今後も農家の高齢化に伴って近隣の農地が岸田さんに集約されていく見通しで、規模拡大に合わせた従業員の確保が課題となっていたそうです。

このため、数年前から、信用力を高めて人材を確保するためには法人化が必要ではないかと考え、令和三年三月に㈱さんさんふぁーむを設立されました。

岸田さんに法人名の由来についてお聞きしたところ、この地域は山に囲まれている盆地なので「山々（さんさん）」とか、太陽の光が降り注ぐ「燦燦（さんさん）」とか、色々と悩んだ末に「さんさんふぁーむ」とされたそうです。

農業経営者サポート事業の活用

岸田さんは、令和元年九月の台風一九号災害で農地や農業機械が被災したため、当時の長野農業改良普及センターに法人化を含めた経営再建について相談したところ、農業経営者サポート事業を紹介され、同事業を活用して本格的に法人化に取組むことになったそうです。

これにより、令和二年三月に中小企業診断士による事前経営診断が行われ、法人化による雇用環境の整備、従業員の育成と確保対策、財務管理の仕組みづくりなど、課題の抽出や今後の方向性が整理され、その後、法人化に向けた具体的な作業が進められて、翌年三月、法人登記が完了しました。

また、法人化後の令和三年四月には、就業規則の作成など、労務管理や社会保険制度全般を支援するため

に社会保険労務士が派遣され、さらに、従業員に対する目標管理制度や人事評価制度の構築のため、中小企業診断士や社会保険労務士が三回派遣されています。

岸田さんは、県の農業士協会の副会長の立場や自身の経験から、多くの農業者がこの事業を利用することができるよう、率先して事業のPRをしていると話してくれました。

さんさんふぁーむの経営理念

岸田さんは、北海道から長野に戻って就農した当時は、自分の実力不足から、経営全般がうまくいっていないことに悩んでいたそうです。

努力は人一倍していても中々良い結果には結びつかなかったそうですが、ある時、それは経営の最も大切な要素である経営理念を明確化せずに、がむしゃらに努力していただけで、良い経営をするには良い経営理念を持つことが必要であると気付き、それを実践できたことが大きな転機になったと話してくれました。

ネギの皮むき作業

一緒に農業で汗を流して働くことができる人、一長一短はあっても良い部分をうまく活用して生産活動に活かせることができる人が良い人材と考えるようになったそうです。

人を幸せにして正当な対価を得ること、また、働く人が自分の幸せや自分の価値を高めることを常に考え、その高めた価値をお客様や社会に提供していくこと、それが仕事の本質であり、新しい時代の働き方と考えているそうです。

このため、色々な生き方や働き方があるのは当然で、会社もそれをサポートして行かなければならないので、「本質を大切にし、笑顔を広げよう」を経営理念としていると話してくれました。

地域ぐるみで農業をしていく仕組み

塩崎地区では、後継者がいないため無理をして農業を続けている高齢の農家がいて、実はそれは誰のためになっているのかという議論があるそうです。

例えば、収穫物を直売所に出荷する時に、年金があるからといって安い価格を設定している高齢農家がいる一方で、生活が懸かっている若手の農家はその価格で売られては困ると言い、それでは高齢農家が農業を止めればいいのかというと、空いた農地をどうするのかという話になるそうです。

そんな時、例えば、高齢農家は持っている技術や農地を若手農家に提供し、若手農家は高齢農家を雇用して労働力として活用すれば規模拡大にもつながるし、農地の荒廃化も防げて自分たちより技術のある人材を雇用できるというような、高齢者も若者も一緒になって農業を行う仕組みが作れないかと考えているそうです。

これを実現するためには、まだまだ課題があり、まずは受け皿となる自分の会社が地域に認められる存在になることが必要なので、それにはもう少し時間がかかるかもしれないと話してくれました。

地域に必要とされる形で頑張る

岸田さんは、今後も高齢化が進む中で、この地域の農業は、自分のような非農家出身の者を含めた若い者たちで担っていかなくてはならないし、また、そう望まれていると感じていて、地域に何をどれだけ求められているのかにより経営規模は変化するため、経営規模の目標は決めていないと言われます。

そのような中で会社の将来を考えたときに、経営環境が変わっていくのは当たり前で、また、人材には得手不得手があるのも当たり前なので、従業員たちが好きなことを、できる形でやれば良いと考え、農地も作物も面積も作付け担当が自分の裁量で決める品目担当制にしているそうです。

農業や農地のあり方というものが、今までのやり方では限界に来ていて、新しいやり方が模索されている中で、「さんさんふぁーむ」のやり方はその一つの形であり、一〇年後二〇年後に自分の考え方が時代に合っていればもっと大きな会社になっているだろうし、間違っていれば自分は多分必要とされていないということなので、極端なことを言えば農業を止めているかもしれないと話してくれました。

ニンジンの収穫作業

農地を借りてほしいと頼まれれば断らず、できる形で農地を利用して農業生産を行い、経営の形にこだわらず時代に合わせて変化させていく。

農業の新しいあり方と新しい働き方を「本質を大切にし、笑顔を広げよう」の理念のもとで模索している岸田さんに大いに期待して、㈱さんさんふぁーむを後にしました。

（担い手・農地部会事務局　若林）

県・地域の動き

「農福連携の取組を進めています」

長野県は、農業労働力の新たな担い手確保対策として、障がいのある方に農業の担い手として活躍してもらう農福連携の推進に取り組んでいます。

障がいのある方を雇用したいとお考えの農業者は、農福連携の取組の一環として、施設外就労を行う障がい者事業所に農作業を依頼することができます。初めて依頼する際は「長野県セルプセンター協議会」の農業就労チャレンジコーディネーターに作業内容、工賃等の調整を含めた仲介をしていただくことで、農業者、障がい者事業所の双方が納得して取り組むことができますので、是非ご相談ください。

県としては、障がい者の方に短期間働いていただく「お試し体験」等を実施していますので、興味ある農業者の方はお近くの農業農村支援センターにご相談ください。

また、多くの農業者の皆さまに農福連携を知っていただくため、農福連携に取り組むための留意点、実際に携わっている農業者、福祉事業者の方のコメント、障がいのある方が働く様子を動画で公開しています。市町村、JAの皆さまには是非ご活用いただき、取組の拡大につながるよう、ご協力をお願いします。

長野県セルプセンター協議会のHPはこちら

農福連携動画はこちら

（長野県農政部農村振興課）

「遊休荒廃地を活用して大豆を栽培し、伝統食品を守る取組について」

農事組合法人 矢島いきいき会は、長野県佐久市（旧浅科村）の矢嶋地区を中心に活動しています。

矢嶋地区では、古くから凍み豆腐生産が盛んでしたが、後継者不足から衰退の一途をたどっていました。そこで、地区の特産品である「凍み豆腐」の伝承と地域活性化、遊休荒廃地解消をめざし、平成一七年に拠点となる大豆加工施設とその運営組織である「農事組合法人 矢島いきいき会」を立ち上げました。

現在、組合員数は一七名で、①凍み豆腐（冬季間）②豆腐③味噌・惣菜④栽培の4部門があります。特産品の凍み豆腐に加え、豆腐や味噌等も人気が高まっています。販売は宅配を中心に、地元スーパーやホテル、飲食店、学校給食等へも出荷しています。

大豆栽培面積は、矢嶋地区を中心に旧浅科村全域で九・六ヘクタールまで拡大しており、遊休荒廃地発生防止に一役買っていますが、品質・収量向上が課題となっており、品種や肥料試験等を行っています。

今後は、鳥獣害対策にかかるコストやアサガオ類の防除対策、栽培における労働力不足等の課題の解決に向けた取組を進めることで、更なる地域の遊休荒廃地の解消につながることが期待されます。

（佐久農業農村支援センター）

特産品の凍み豆腐

「雇用確保・労務管理研修会の開催」

北アルプス農業農村支援センターでは、農業経営者総合サポート事業を活用し、令和四年二月二三日に「農業経営における雇用確保・労務管理研修会」をWEBで開催し、当日は農業者、関係機関の担当者、当センター職員など二二名が参加しました。

研修会の様子

研修会では、㈱ベジアーツの山本裕之代表取締役社長から「雇用の確保と人材育成について」と題し、社員を採用するために試行錯誤した経過を踏まえての雇用の方法（わかりやすい会社案内やホームページの活用）や、採用した社員が仕事を覚えるための工夫（教育係の設置、マニュアル活用、動画利用）など人材育成についての講演がありました。

続いて事例紹介として、㈲ティーエム（現、白馬農場㈱）の津滝明子代表取締役社長から「雇用の確保と働きやすい職場環境について」と題し、経営者自らが働き方を見直し、農場で環境改善を実践している事例が紹介されました。また大北圏域障がい者就業・生活支援センターしぇるぱの池田裕恒所長から「障がい者雇用と農福連携」と題し、障がい者の雇用までの行程や雇用の場での配慮について紹介がありました。

研修会を通じて、大北地域の農家・法人が課題として抱える「雇用の確保」、「労務管理」について、雇用される者が求める職場環境の実現に向けて雇用する者の心得などの理解を深めることができました。

（北アルプス農業農村支援センター）

「北信地域の農業女子の取組」

北信地域は農業女子の活動が盛んです。平成二七年には北信地域の農業女子グループ「N.j☆北信」が発足し、LINEでゆるく繋がりながら、長野県農業再生協議会が実施している農業女子経営力アップ支援事業などを活用して、マルシェ活動や勉強会に取り組んでいます。

令和三年には、中野市のメンバー二名で「Sunny&Smile」を結成し、同年一一月六日に白馬スノーピークランドステーションで開催されたマルシェに初めて参加しました。マルシェでは、消費者の目に留まるように販売場所に合わせたラベルやポップを作成し、ジャムやジュースを販売しました。

また、令和四年一月二四日には中野市で地域の女性農業者を対象に「今すべき事を判断できる農園プランディング」と題して、参加者の目標を実現するための直売方法を学ぶ勉強会を開催しました。

今後は、ターゲットを特定の購入層に絞って販売し、私達の農産加工品の固定ファンづくりを目指して取り組んでいこうと意欲満々です。

マルシェでの販売の様子

（北信農業農村支援センター）

トヨタ式カイゼン手法による経営改善

長野県農政部農業技術課（農業試験場駐在）副主任専門技術員　藤沢　喜一

一　導入の目的について

トヨタ式カイゼン手法とは、トヨタ自動車株式会社で考案された作業内容やプロセスなどを見直す経営改善活動であり、経営者と雇用者が一体となって様々な知恵を出し合い、問題解決や作業の効率化に向けた活動を行う手法です。なお、雇用者数の多い他産業では一般的に行われ、一言で表すと「現状の作業を見直し最善にする」ことです。

〈従来の経営管理と新たな経営管理〉

区分	主な内容
従来の経営管理	①簿記記帳 ②経営計画策定 ③組織化
新たな経営管理	④効率化のための作業の見直し ⑤人材育成

長野県では、本県農業の中核を担う大規模農業法人等経営体の労働生産性の向上及び収益力を強化して経営改善を図るため、製造業などが実施しているトヨタ式カイゼン手法の導入を進めています。

〈雇用者の労働生産性向上による経営改善〉

農業経営体数の減少
◀
大規模経営体への農地集積
◀
規模拡大による雇用者の増加
◀
労働生産性向上、収益力の強化が必要
◀
導入による作業の効率化、人材育成
◀
経営改善

二　導入支援体制の構築と導入経営体数について

トヨタ式カイゼン手法の支援体制を構築するためには、普及指導員がノウハウを習得することが必要であるため、トヨタ自動車株式会社から講師を招いて研修を実施し合計四〇名がノウハウを習得しました。このことにより、農業農村支援センター技術経営普及課の職員による導入支援体制を構築し、チーム活動によって導入を希望される農業経営体の方へ支援を行っています。

〈年次別の導入経営体数〉

年度	経営体数
H29	2戸（モデル）
H30	2戸（モデル）
R1	2戸（モデル）
R2	14戸
R3	35戸
R4	50戸（見込み）

三　導入内容について

トヨタ式カイゼン手法の導入により、自らが経営の課題（解決するべき問題）に気づき、原価低減（コストダウン）に計画的に取り組むことが必要です。具体的には、経営体毎に問題をしっかり絞り込み、最も効率的・効果的な対策を決め、実践しなければなりません。主な導入内容は、以下のとおりです。

〈主な導入内容〉

- ムダの排除
- 4S：整理 整頓 清掃 清潔
- 作業の標準化
- PDCAの実践
- 「五回のなぜ」による問題解決
- 見える化
- 組織内のコミュニケーションの活発化
- 従業員の能力アップ

導入が多い「4S」（整理・整頓・清掃・清潔）の事例

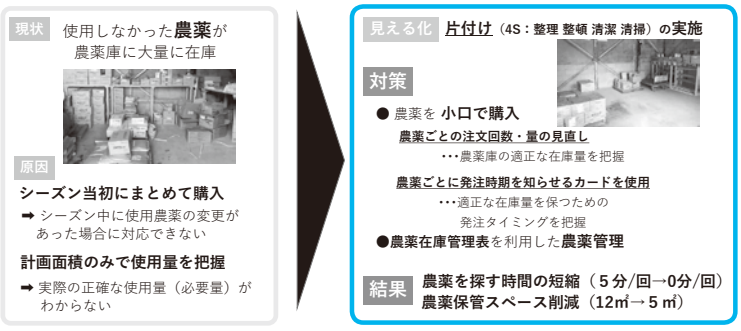

農薬庫の４Ｓにより農薬を探す時間の短縮と農薬保管スペース削減

四　カイゼン塾（トヨタ式カイゼン手法の基礎を学ぶ集合研修会）の開催について

多くの経営体の方へ導入を進めるためには、トヨタ式カイゼン手法を知っていただくことが必要です。そのため、トヨタ自動車株式会社から講師を招き、導入意欲がある経営体の方を対象に無料で学べる研修会を開催します。本年度は、県庁（長野市）で一一月三〇日、一二月七日、一二月二〇日の三日間開催します。

出席を希望される方は、お近くの農業農村支援センター技術経営普及課へお問い合わせください。なお、新型コロナウイルス感染が拡大した場合は、健康・安全面を考慮して開催方法を変更する場合があります。

昨年度参加者の感想の一部

- カイゼン手法の知識が全くなかったが、講師の説明がわかりやすく理解できた！
- まずは整理・整頓からカイゼンを始めたい！
- 我が家の作業ルールや基準を明確に定めたい！

視点

農政をめぐる情勢と話題

―食料安全保障論議の一方で進む水田の縮小―

農的社会デザイン研究所 代表 蔦谷栄一

生産資材等高騰への対策

気候変動にともなう生産の不安定化と長期化するコロナ禍が影響して穀物価格は上昇し、肥料原料の調達価格も上がった。これに今年二月からウクライナ危機が加わって価格高騰に拍車がかかるとともに、記録的な円安がこれを増幅させ、食料安全保障は脅かされ、農家経営を圧迫しつつある。

これにともない自民党は総合農林政策調査会、食料安全保障に関する検討会、農林部会等による合同会議を重ね、五月一九日には食料安全保障政策に関する提言をとりまとめた。

これを受けて政府は六月七日に経済財政運営と改革の基本方針を閣議決定。同じ七日に新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画をやはり閣議決定しており、さらに六月二一日には農林水産業・地域の活力創造プランを改訂している。当然のことながらこれらの基本的な内容には変わりなく類似したものとなっており、活力創造プランで確認しておけば、①肥料価格の急激な高騰への対策、②輸入依存穀物の増産、③米粉の需要拡大・米製品の開発、④みどりの食料システム戦略（以下「みどり戦略」）の推進、⑤食料安全保障に関する中山間地域等の振興、⑥産地・食品産業が一体となった輸出促進、等があげられている。

これらを踏まえて肥料価格の高騰対策として、コスト上昇分の七割を補填することを七月二九日に閣議決定した。みどり戦略をも兼ねて、農家に施肥量低減の取組が前提となる。

活発化する食料安保論議

こうした高騰する穀物等や生産資材の価格への対策とあわせて、食料・農業・農村基本法（以下「基本法」）の見直しにも議論は拡がっている。基本法では第一九条に「不足時における食料安全保障」の規定が置かれているが、これに加えて同第二条の「食料の安定供給の確保」も食料安全保障の対象として位置づける方向で見直しをはかろうとする議論が展開されつつある。

タブー化した食の見直し

こうした状況の中で不思議に感じるのは、食料安全保障を強化しようという中で水田の保全・維持の話が全く出てこないことだ。米粉等米製品の拡大には触れられながらも、メインは小麦や大豆、トウモロコシ等の国産化の話が前提とされている。すなわち輸入農産物の国産化が中心とされており、戦後、アメリカの戦略によって大きく変えられてきた食生活のあり方、日本型食生活といわれる米を中心とした食事の再評価・拡大に言及されることはほとんどない。

日本の自然条件・風土に最も適した農産物として、縄文時代の後期から生産基盤として形成されてきたのが水田であり、水田稲作が最も持続的であることは言を俟たない。食料需給がひっ迫しつつある時こそ食の見直し、米中心の食生活を推進していくことが必要なのではないか。そして水田を守ることは、日本文化を守ることにも通じる。

需給均衡という名の減反

こうした中、農水省は二〇五〇年度の主食用米の作付面積が、前年実績より四・三万㌶減る見通しであることを発表した。これにより民間在庫量は二〇〇万トンとなり、米価安定に適正とされる水準の範囲内に収まり、需給均衡がはかられるとの見通しだ。

食料安全保障論議が活発化する中で縮小する米生産と拡大する稲の不作付面積。何ともやりきれない、矛盾だらけの日本農政だ。

水田の維持を前提に稲作を継続させ、備蓄を増やし、一定量を超えたものは食料援助に回していくことによって、食料安全保障を確保していくとともに、世界的な食料危機にも貢献していくのが正論というものではないか。

みどり戦略が法制化

昨年五月に発表されたみどり戦略は、本年四月に「みどりの食料システム法」として法制化・施行された。併行してみどり戦略の二〇五〇年目標に追加して二〇三〇年目標が設定された。

二〇五〇年、化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行を、二〇三〇年、ヒートポンプ等の導入により、省エネルギーなハイブリッド型園芸施設を五〇％にまで拡大。同じく化学農薬使用量五〇％低減で一〇％低減を。化学肥料使用量三〇％低減で二〇％低減を、というのが主たる中身となっている。

みどり戦略の浸透度合いはまだまだ低いというのが実情ではあるが、現場は少しずつ動き出しつつあるというのが現状のようだ。

INFORMATION

令和４年度
農業経営管理能力向上セミナーのお知らせ

経営管理能力の向上や経営の発展に必要な知識習得を図るためのセミナーを開催します。

【開催回数・期日・研修内容等】

回・期日	時間	研修内容（一部変更あり）・講師
第１回 令和４年 12月９日(金)	10：00～12：00	**「農業の法人化」** 講師：高橋　達男 氏（長野県農業技術課 副主任専門技術員）
	13：00～15：00	**「農業法人の税務」** 講師：税理士法人さくら中央会計 代表社員　神谷　正紀 氏（税理士）
第２回 令和５年 １月13日(金)	10：00～12：00	**「農業経営の労務管理と社会保険制度」** 講師：福島社会保険労務士事務所 代表　福島　邦子 氏（特定社会保険労務士）
	13：00～15：00	**「経営計画」** 講師：㈱百一姓 代表取締役社長　羽場　権二 氏（上級農業経営アドバイザー）

【開催方法】
・zoom による web 開催

【対象者】
・認定農業者、農業法人、集落営農組織、地域農業再生協議会（市町村・ＪＡ・等関係機関・団体の担当者）等

【申し込み方法・期限】
・電話、ＦＡＸ、Ｅメール等で、**第１回：令和４年11月30日㈬、第２回：令和４年12月26日㈪**までに**【問い合わせ先】**に申し込んでください。
・受付後に当日の web 情報をお送りしますので、メールアドレスを必ず記載してください。

【問い合わせ先】
・**長野県農業再生協議会　担い手・農地部会**　　担当者：事務局長　若林秀行
住所：〒380-0826　長野市大字南長野北石堂町1177－３　JA長野県ビル11階（長野県農業会議内）
電話：026－225－9642　　FAX：026－219－2953　　Eメール：24ninaite@nca.or.jp

【その他】
・後日、長野県農業再生協議会（担い手・農地部会）のホームページに詳細等を掲載する予定です。

農業農村支援センター「令和３年度 普及活動アルバム」をご覧ください

（こちらにアクセスをお願いいたします。QR コード（右）もご利用ください。）
https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/aec/2016katsudo.html

（長野県農政部農業技術課）

支援の窓

集落営農活性化プロジェクト促進事業について

令和４年度より、集落営農における活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援する新たな補助事業である「集落営農活性化プロジェクト促進事業」が創設されました。

【支援対象となる取組及び補助率】
1　集落ビジョンの策定：定額
2　若者の雇用に対する給与、各種手当、保険料等：定額
3　法人化に係る経費：定額（25 万円）
4　収益力向上につながる取組：定額
5　農業用機械等の導入：1/2 以内
※各メニューごと年間上限額や補助期間が定められています。

この事業は、集落ビジョンの策定をしたうえで、他のメニューを受けることができます。ビジョンの策定にあたっては、県が主となる構成員となり、集落営農組織に加え、市町村、ＪＡ等の関係機関が参画したサポート体制を構築し、連携して策定していくこととなっています。県としては、集落営農組織の活性化に向けた支援に関し、集落営農組織ごとの状況把握及びその状況に則した支援を、市町村他関係機関と連携し地域一体となって推進していけるよう、本事業の活用事例を県内に広めていきたいと考えています。

なお、本年度は第１回目の事業要望が締め切りとなっておりますので、本事業の取組にあたっては、第２回事業要望が開始され次第、県現地機関等を通じてお知らせいたします。事業の詳細については、右の QR コードまたは農林水産省 HP で確認してください。

（長野県農政部農村振興課）

令和４年度集落営農活性化プロジェクト促進事業の詳細はこちら

長野県農業再生協議会「担い手情報」担い手・農地だより 第 38 号　令和４年８月
編集・発行／長野県農業再生協議会担い手・農地部会　長野市大字南長野北石堂町1177番地３ JA長野県ビル11Ｆ（農業会議内）
電話／ 026-225-9642　　FAX ／ 026-219-2953　　E-mail ／ 24ninaite@nca.or.jp
ホームページアドレス　http://www.naganokaigi.com/ikusei/index.php